

沼津市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した、令和元年度財政援助団体監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年2月26日

沼津市監査委員	大川 正 博
同	宇佐美 文 男
同	高 橋 達 也

令和2年2月13日

沼津市監査委員 大川 正博 様
沼津市監査委員 宇佐美 文男 様
沼津市監査委員 高橋 達也 様

沼津市長 頼 重 秀 一

監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、令和2年1月7日付け沼監第54号の財政援助団体監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 会計事務等の適正化について</p> <p>帳票等において、収入は決裁書類の作成がなく通帳・帳簿のみで管理されており、支払書類では、明細等の添付や領収書の品名・日付・押印等に不備があるもの、支払日から領収日まで長期間を要したものの、金額誤りなどが見受けられた。また、会長角印の使用手続きの定めがない等、一部の事務処理で改善を要する事項が見受けられた。</p> <p>これらの会計事務ほか各種事務手続きについては、現金・通帳・印鑑等の管理及び使用方法も含み、マニュアル等を整備しチェック体制の強化を図るなど、更なる適正な事務執行に努められたい。</p> <p>さらに、消費税等の納付の不備が是正されたことを確認したが、今後は収益事業を明確に規定するなど適正な税務処理に努めるとともに、団体の会計監査を行う監事については監査機能の適正化を図られたい。</p>	<p>2月7日に開催された理事会において、指摘事項の報告が行われ、収入事務における調書の作成、支出事務における新たなチェック体制の確立など、会計事務を適正に執行するための改善を行うほか、各種手続きを行うためのマニュアルを整備し、すべての職員がそのマニュアルに基づく事務処理を徹底することを決定した。</p> <p>また、税務処理を適正に執行するために、事業計画書の掲載項目を整理し、収益事業を明確にすること、会計監査を行う監事を専任とすることを決定した。</p> <p>以上の報告を受け、市としても、今後、当該団体へ適切なアドバイスを行うとともに、指摘事項に対する対応状況の確認を行う。</p>